

○北九州市エコタウンセンター条例

平成 13 年 6 月 18 日

条例第 23 号

改正 平成 15 年 6 月 19 日条例第 35 号

平成 15 年 12 月 18 日条例第 67 号

平成 17 年 10 月 6 日条例第 55 号

平成 30 年 6 月 22 日条例第 46 号

(設置)

第 1 条 廃棄物等の再資源化、再使用、適正な処分及び発生の抑制(以下「廃棄物等の再資源化等」という。)に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資するため、北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)を北九州市若松区向洋町 10 番地の 20 に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (2) 環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援する事業
- (3) 廃棄物等の再資源化等に関する理解を深める事業
- (4) 廃棄物等の再資源化等に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第 3 条 別表に掲げるセンターの施設及び設備(以下「センターの施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(平17条例55・一部改正)

(使用料)

第5条 市は、センターの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例55・一部改正)

(使用料の減免等)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第8条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平17条例55・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いセンターの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例55・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるセンターの事業(市長が別に定める業務を除く。)の実施に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの施設等(規則で定めるセンターの施設等を除く。)の使用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例55・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(平17条例55・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はセンターの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例55・追加)

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例55・旧第9条繰下)

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平17条例55・旧第10条繰下)

付 則

この条例は、平成13年6月27日から施行する。

付 則(平成15年6月19日条例第35号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 4 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 15 年 12 月 18 日条例第 67 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 5 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 17 年 10 月 6 日条例第 55 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市エコタウンセンターの管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき北九州市エコタウンセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

付 則(平成 30 年 6 月 22 日条例第 46 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 5 条関係)

(平 15 条例 35・平 15 条例 67・平 30 条例 46・一部改正)

区分		使用料
施設	事務室	1 平方メートルにつき月額 2,000 円
	セミナールーム A	1 時間又はその端数ごとに 3,900 円
	セミナールーム B	1 時間又はその端数ごとに 1,950 円
	セミナールーム C	1 時間又はその端数ごとに 1,950 円
	セミナールーム D	1 時間又はその端数ごとに 2,400 円
	セミナールーム E	1 時間又はその端数ごとに 2,400 円
	実験室	1 時間又はその端数ごとに 1,500 円
	実験槽	1 区画につき月額 90,000 円
	休憩室	1 時間又はその端数ごとに 270 円
設備	映像設備	1 時間又はその端数ごとに 2,250 円以下の範囲内で規則で定める額
	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 750 円以下の範囲内で規則で定める額
	廃水処理設備	1 日につき 2,700 円

備考

- 1 事務室及び実験槽の使用料については、使用の期間が 1 月に満たない場合は、1 月として計算する。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 2 営利を主たる目的としない使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の 5 割に相当する額とする。